

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年12月14日)

[件名]

- 物品購入に係る自主調査の結果について 1
(警務部会計課)
- 緊急雇用創出事業の枠予算にもとづく事業の追加実施について 2
(警務部会計課)
- 平成22年鳥取県警察運営指針及び重点目標について 3
(警務部警務課)
- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について 4
(生活安全部生活安全企画課)
- 県内の暴力団情勢と対策について 5
(刑事部組織犯罪対策課)
- 飲酒運転に係る運転免許の取消し状況について 6
(交通部運転免許課)

警 察 本 部

物品購入に係る自主調査の結果について

平成21年12月14日
警 察 本 部
(警務部会計課)

1 調査方法等

県会計局(会計指導課)が保管しているデータと県警が保管している平成19年度及び平成20年度の物品購入のデータについて、業者の納品データと照合する等により、その整合性について調査を実施したもの。

2 調査結果

(1) 差し替え (1件 73,290円)

年度	所 属	支払金額	支 払 品 目	納入品目	原 因
19	米子署	73,290	○脇机(2個) ～消耗品 ○プリポートマスター (1箱) ○ボックスファイル (15個)	脇机(2個) ～備品	交番のキャビネットの鍵の破損等により、書類等を一時的に保管する保管用の脇机が急遽必要となったが、備品予算がなかったため他の事務用品も購入したこととして脇机を需用費で購入したもの

※ プリポートマスター：印刷機用の製版用フィルム

※ ボックスファイル：書類を整理するための紙製のボックス

(2) 翌年度納入 (2件 74,550円)

年度	所 属	支払金額	支 払 品	警察の 受領日	業者の 納入日	原 因
19	鳥取署	24,150	被服ロッカー (1個)	H20.3.28	H20.4.9	19年度予算で発注したものが年度を越えて納入されたのに、19年度に納入されたものとして処理したもの
		50,400	脇机(2個)	H20.3.28	H20.4.9	

3 適正処理に向けた対応方針

(1) 通達文書の発出

「物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について(一般通達)」(平成21年12月7日付け)を発出し、適正処理に向けた具体的な対応を指示した。

(2) 緊急県下会計庶務担当者等会議の開催

12月8日(火)、県下の会計課長等会計担当者、次長を集め、緊急の会計庶務担当者等会議を開催し、担当者に対する認識の再徹底を図った。

(3) 会計監査の充実強化

会計課監査室の実施している本部長監査を通じて、指導、教養を徹底するとともに、新年度において監査体制の一層の強化を図る予定。

緊急雇用創出事業の枠予算にもとづく事業の追加実施について

平成21年12月14日
警察本部
(警務部会計課)

1 緊急雇用創出事業の県事業枠予算を活用して追加実施することとした事業費

(9月5日以降12月4日までに追加実施を決定した事業) 1,778千円

2 追加実施事業の内訳

(単位：千円)

事業名	雇用創出人数		H21年度 執行予定額	事業概要
	H21-23	H21		
交通事故・取締クロス分析補助業務	5名	1名	445	交通事故防止のための効果的な取締を実施するため、交通事故と取締の相関関係をより詳細に分析するための補助事務を行う。
運転免許受付窓口補助業務	15名	3名	1,333	ICカード運転免許証の発行申請時には、2種類の暗証番号を設定する必要があり、申請者が設定に時間を要する場合があることから、申請窓口の混雑緩和を図るため、申請手続きを案内する。
計	20名	4名	1,778	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

平成 22 年鳥取県警察運営指針及び重点目標について

平成 21 年 12 月 14 日

警 察 本 部

(警務部警務課)

運営指針	県民の期待にこたえる警察 ～安全で安心な鳥取県をめざして～
重点目標	<ul style="list-style-type: none">○ 犯罪抑止のための総合対策の推進○ 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進○ 交通死亡事故抑止対策の推進○ テロの未然防止と緊急事態対策の推進○ 警察活動基盤の充実強化

年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

平成21年12月14日

警察本部

(生活安全部生活安全企画課)

1 実施目的

年末及び年始における各種事件・事故の防止に向け、地域の実態に応じた効果的な防犯警戒活動を推進し、県民生活の安全と平穏を確保する。

2 実施期間

《平成21年12月1日(火)から平成22年1月5日(火)までの間(36日間)》

(1) 第1期【広報啓発期間】 12月1日(火)から12月15日(火)

- 年末・年始における犯罪被害防止、交通事故防止等のための広報啓発活動
- 事件・事故防止のための防犯指導、関係機関・団体との連携強化

(2) 第2期【重点警戒期間】 12月16日(水)から12月31日(木)

- パトロール活動及び各種犯罪等取締りの街頭活動
- 金融機関、深夜スーパー等に対する立寄り警戒活動

(3) 第3期【初詣等雑踏警戒期間】 1月1日(金)から1月5日(火)

- 初詣等に伴う雑踏事故・事件防止活動

3 警察本部における「出動式」の実施

- 実施日時・場所
 - ・ 12月16日(水)16:00～
 - ・ 警察本部正面玄関前
- 警察本部長の服装点検、訓示
- 機動隊員による犯人制圧訓練
- 鳥取市内での街頭活動・交通監視に出動



4 各警察署における主な取組

- 街頭活動、巡回連絡、防犯講習会等による犯罪被害防止の広報啓発活動
- 振り込め詐欺被害防止の広報啓発活動
- 防犯ボランティア等と協働した自転車の鍵掛け点検、少年に対する声掛け
- 金融機関、コンビニ、パチンコ景品交換所等に対する重点警ら
- 繁華街・飲食店街における暴力事犯等の警戒取締り
- 飲酒運転等の悪質交通違反取締り、初日の出暴走等に対する動向把握と検挙
- 年末・年始のイベント・初詣等による雑踏事故防止

県内の暴力団情勢と対策について

平成 21 年 12 月 14 日
警 察 本 部
(刑事部組織犯罪対策課)

1 暴力団情勢

(1) 全国(平成 20 年末)

指定暴力団は 22 団体、勢力は約 82,600 人

- ・ 山口組(神戸)、住吉会(東京)、稲川会(東京)の 3 団体で全勢力の約 72.6% (寡占化)
- ・ 山口組は、全勢力の約 46.0% (一極集中)

(2) 県内の情勢(平成 21 年 11 月末)

- 暴力団は 11 団体、勢力は約 260 人
- すべてが山口組傘下組織

2 暴力団犯罪状況(平成 21 年 11 月末)

(1) 検挙人員

75 人

(2) 罪種別検挙状況

罪種	伝統的資金源犯罪			その他						
	恐喝	賭博	薬物	窃盗	詐欺	粗暴犯	貸金業	強盗	強姦	その他
人員	8	9	8	6	3	26	2	1	1	11
	25(33.3%)			50(66.7%)						

(3) 主な検挙事件

- 山口組大同会傘下至同会会長らによる恐喝、野球賭博事件(3月)
- 住吉会幸平一家傘下組織による薬物密売組織を摘発(4月、警視庁との合同捜査)
- 山口組四代目山健組傘下木下会会長による交通事故に絡む脅迫事件(5月)

(4) 中止命令の発出

- 金銭の貸付(500万円)を要求した山口組二代目宅見組傘下後藤会会長に対する中止命令(5月)
- 贈与要求(108,000円)を行った山口組大同会構成員に対する中止命令(8月)

3 暴力団排除対策(社会全体で対策を推進)

(1) 企業による対策

証券市場、銀行取引からの排除

- ・ 鳥取県証券警察連絡協議会設立(H19.11)
- ・ 鳥取県銀行警察連絡協議会設立(H21.4)

(2) 行政による対策

産業廃棄物等の許可、公営住宅入居、生活保護給付金、公共工事の入札等からの排除

(3) 関係機関と連携した対策

- 三者協定(鳥取県弁護士会、(財)暴力追放鳥取県民会議、警察本部)の締結(H21.10.30)
- 不当要求防止責任者講習開催(26回、約660人)
- 各業種等への暴力団排除に関する講演等広報、啓発(30回、約1,300人)
- 暴力追放鳥取県民大会の開催(H21.10.30、倉吉未来中心、約300人参加)

飲酒運転に係る運転免許の取消し状況について

平成21年12月14日
警 察 本 部
(交通部運転免許課)

1. 飲酒運転に対する行政処分

本年6月1日、改正道路交通法の施行により飲酒運転に対する行政処分が強化
特に、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.25ミリグラム以上の酒気帯び運転は、90日の停止から免許取消し2年

改正前		改正後	
0.25以上	基礎点数13点・停止90日	0.25以上	基礎点数25点・取消し2年
0.25未満	基礎点数6点・停止30日	0.25未満	基礎点数13点・停止90日

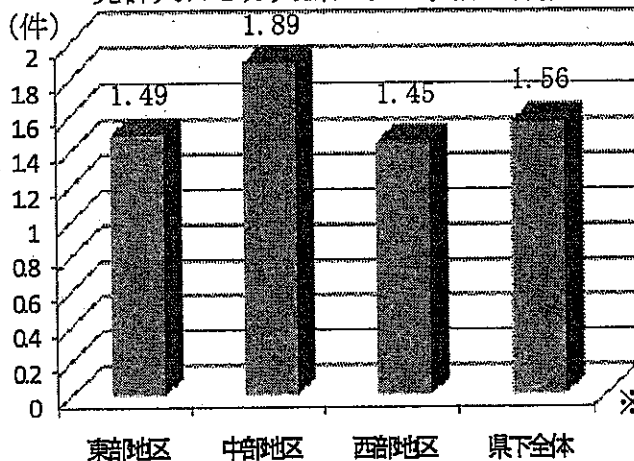
2. 飲酒運転に係る免許の取消し状況 (法施行後6か月)

区 分	取消し件数	うち	
		飲酒運転	交通事故
平成21年6月～11月	108	60 (56%)	25 (42%)
平成20年6月～11月	70	23 (33%)	16 (70%)
増 減 数	+38	+37	+9
増 減 率	+54%	+161%	+56%

- 免許の取消し108件のうち飲酒運転によるものが56% (前年同期33%)
- 飲酒運転に係る取消しは前年同期に比べ大幅増加 (161%増)
- 飲酒運転に係る取消しのうち交通事故を伴うものは42% (前年同期70%)

3. 居住地区別の飲酒運転に係る取消し状況 (法施行後6か月)

免許人口1万人当たりの取消し件数



区 分	免許人口	飲酒運転に係る取消し件数	免許人口1万人当たりの件数
東部地区	154,310	23	1.49
中部地区	84,558	16	1.89
西部地区	145,122	21	1.45
県下全体	383,990	60	1.56

※東部地区～鳥取署、郡家署、智頭署、浜村署
中部地区～倉吉署、八橋署
西部地区～米子署、境港署、黒坂署

- 地区別の免許人口1万人当たりの取消し件数は、中部地区が1.89件と最も多く、次いで東部地区1.49件、西部地区1.45件の順

4. 今後の飲酒運転根絶方策

- (1) 関係機関との連携による広報
- (2) 飲酒運転取締りの強化
- (3) 報道機関に対する資料提供による広報